

○新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する規程

平成20年3月27日

議会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年新潟市条例第8号。以下「条例」という。)第11条第4項の規定に基づき、政務活動費の収支報告書(以下「報告書」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の開始)

第2条 報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して45日を経過する日の翌日からすることができる。

(閲覧場所等)

第3条 報告書の閲覧場所は、議長が指定する場所とする。

2 報告書を閲覧することができる日及び時間は、新潟市の休日を定める条例(平成元年新潟市条例第35号)第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(閲覧の方法等)

第4条 報告書は、前条第1項の閲覧場所以外の場所に持ち出すことができない。

2 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年議会規程第3号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。